

新多摩川 ハイム 集会室 使用 規 程

(使用の原則)

- 第1条 新多摩川ハイムの居住者は、集会室を次の各号に掲げる場合に使用することができる。
ただし、使用責任者は、予め理事長またはその委任を受けた者の承認を得なければならない。
1. 管理組合がその業務に関し、使用する場合
 2. 組合員を主たる出席者とする会議を開催する場合
 3. 組合員または同居する親族等の冠婚葬祭を行う場合
 4. 組合員の親睦を深め、教養を高めることを目的とする行事等を開催する場合
 5. その他前各号に準ずるもので、理事長が適当と認めたとき

(使用の特例)

- 第2条 管理組合は、前条の使用に支障のない範囲内で、次の各号に掲げる場合には、集会室を使用させることができる。
ただし、使用責任者は、予め理事長の承認を得なければならない。
1. 公共機関が、居住者のために使用するとき
 2. その他、前項に準ずるもので、理事長が適当と認めたとき

(使 用 時 間)

- 第3条 集会室の使用時間は、原則として午前 10時から午後 6時までとする。

(申 し 込 み)

- 第4条 集会室を使用しようとする者は、予め理事長またはその委任を受けた者に対し、別に定める使用申込書に必要事項を記入し使用希望日の 7日前までに提出しなければならない。
ただし、居住者が弔事のために使用する場合は最優先とする。

(許 可)

- 第5条 理事長は、前条の申し込みを受理し、使用を適当と認めたときは、その旨を使用責任者に通知するものとする。

(使 用 料)

- 第6条 使用責任者は、別に定めるところにより、管理組合に使用料を、原則として、集会室利用日に納入するものとする。

(使 用 上 の 義 務 等)

- 第7条 使用責任者は、集会室の使用に関し、本規程及び別に定める「集会室使用心得」を利用者全員に遵守させるものとし、利用者は使用責任者の指示に従い、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

1. 集会室の使用にあたり、公衆衛生・公衆道徳に反する行為または他の居住者に対し迷惑になる行為ならびに建物管理上支障のある行為をしないこと。
2. 本規程及び「集会室使用心得」を遵守すること。
3. 利用者の故意、過失により集会室施設、備品等に損害を与えまたは他の居住者等に損害を与えたときは、当該使用責任者の責任において、一切の損害を賠償すること。